

# くらしのヒント

<発行> 越谷市市民協働部くらし安心課 TEL: 048-963-9156 FAX: 048-965-7809  
<編集> 越谷市立消費生活センター運営委員会・広報部 【第 153 号 2024年3月発行】

くらしの  
110番情報

## マッチングアプリで知り合った人から 投資・副業を勧められたら要注意!



### 事例

【事例①】マッチングアプリで知り合った男性とメッセージアプリでやり取りしたところ、短期投資に誘われた。男性から「私の叔父の指示どおりに操作すれば100%利益が出る」と言われ、指示どおりに投資のプラットフォームに登録し、指定された銀行口座に10万円送付した。翌日、利益とともに約12万円が自分の口座に入っていて、本当にもうかるのだと思った。その後、さまざまな名目で請求され、その都度、指定された異なる口座に合計102万円を送金したが、一向に入金がない。

### 解説

マッチングアプリ等は、そのサービスを利用して婚活・結婚する人が増えるなど、真剣な出会いの場として存在感を高めています。詐欺的な目的を持った利用者が紛れ込んでいることもあります。

マッチングアプリ等で知り合った人から副業や投資を勧められ、消費者金融で借金することとなった、複数回送金したが相手と連絡が取れなくなったなどの相談が寄せられています。

### 消費者へのアドバイス

- ① マッチングアプリ等で知り合った相手の指示で副業や投資はしない  
相手の本人確認が難しく、振り込んだお金を取り戻すことは極めて困難です。意に沿わない副業や投資を勧められたらキッパリ断り、連絡を絶ちましょう。
- ② マッチングアプリ等は、ルールに従って利用する  
マッチング後、外部サイト・外部サービスでのやり取りに誘導されて副業や投資の勧誘をされるケースが多くみられます。利用規約では、外部サイト等への誘導を禁じている場合があります。誘われても応じないようにしましょう。
- ③ トラブルにあってしまったら、消費生活センターに相談する  
「被害回復をします」という団体にも注意してください。不要・高額な依頼料等を支払うことになるなど、二次被害に繋がる恐れがあります。



※ この内容は、埼玉県「くらしの110番」トラブル情報から引用しています。

悪質商法、商品やサービスの契約トラブル、  
クーリングオフ（商品の品質、安全性）、多重債務などの相談など…  
不安に思ったらすぐに 越谷市立消費生活センターへ  
◎TEL: 048-965-8886  
◎受付: 月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）  
9:30～12:00/13:00～15:30  
※越谷市立消費生活センターは、越谷市役所本庁舎3階にあります。



# 高齢者見守り講座「今からはじめる終活」

11月29日(水)に開催しました！

埼玉県金融広報アドバイザーの秋浦良子(あきうらりょうこ)さんをお招きして、終活をテーマに講演を開催しました。秋浦さんは司法書士としてもご活躍されており、法律的な視点で生前整理等についてお話していただきました。

【物理的な整理】「自分のものを処分できるのは基本的に自分だけ」という考えが必要です。必要な物、必要でないものを選別することは自分の人生を見直すことにも繋がります。

【生活の整理(家計、人間関係等)】自分の健康状態・平均寿命などから、今後どの位費用が必要なのかを考えます。現在の資産や収支を見直すことが、遺言、任意後見契約、相続対策にも繋がります。その他、葬儀への備えはもちろんのこと、SNSのアカウントなどのデジタル遺品の整理も忘れずに行いましょう。また、物だけではなく、人間関係を見直し、生活環境を整えることも生前整理と言えます。

【法律的な整理】遺言を書くことは、自分の「物」「権利」をどのように残すかをイメージした生前整理です。それと同時に、遺言は残された遺族への最後のメッセージになります。預貯金や不動産の所有権など、現在必要な権利なのか、処分した方が良いものなのかを見直し、自分の意思表示をしっかり行いましょう。

本講座は会場77名、オンライン配信19名、合計96名の参加があり、このテーマへの関心の高さが伺えました。本講座が終活を始めるきっかけとなれば幸いです。



## 【ま と め】

終活は、目的や終着点を定め、全体を通して何をどんな手順で行っていくか、その際の注意点など基本的なことを学ぶことから始まるのだと実感しました。終活の全体的な流れをつかむことができれば、取り組みへのハードルも下がり、無理なく計画的に進められると思います。いざその時が来た時に慌てないためにも、事前の準備は必要だと感じました。本講座開催の際に配布された、死亡届後に必要な各種手続きや相談窓口などについてまとめた冊子「おくやみハンドブック(越谷市役所)」は分かりやすく、今後の手助けになりますので、ぜひご活用ください。《消費生活センター運営委員 M・H》

# 自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう

道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日からすべての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務が課されました。国内では、ヘルメットの安全性に関する任意の規格等がありますが、市販されているヘルメットには、この任意の規格等への適合マークが表示されているものと、そうでないものがあります。



## 【消費者へのアドバイス】

ヘルメットはSGマークなど、安全性が確認されたマーク表示があるものを使用しましょう。

## 他に注意することは？

→ヘルメットは、頭部に適合した大きさ・形状のものを正しく着用することで効果を発揮します。

取扱説明書をよく読んで適切に使用しましょう。

→現在、1歳未満の子どもを対象とするヘルメットは国内市場では販売されていません。1歳未満の子どもを安全に自転車に同乗させることは困難ですので、自転車以外の移動方法を検討しましょう。

# 転売チケットトラブルに注意!

若者向け注意喚起

【相談事例】転売仲介サイトと気づかず、高額なライブチケットを購入してしまった。検索サイトで「〇〇(女性歌手) ライブ」と検索し、一番上に表示されたサイトにアクセスした。画面に制限時間のカウントダウンが表示されたので、急いでチケット2枚、約4万円をクレジットカードで支払った。購入後、このサイトを調べたら、海外の転売仲介サイトだったことが分かった。ライブのチケットを購入したのは今回が初めてで、あせってしまった。本当にチケットが届くのかも怪しいで、キャンセルしたい。(20歳代 女性)

## 【トラブル防止のポイント】

- ①チケットは公式の販売サイトから購入する
- ②転売仲介サイトを利用する場合は、事前に購入予定のチケットの公式ホームページを確認する
- ③チケットの不正転売は絶対にしない



# インターネットで予約したホテルや航空券のトラブル ～キャンセル条件など、契約内容は自分自身でよく確認!～

インターネットでの予約は便利ですが、「キャンセル料が100%かかる」等の条件が付いている場合があります。また、日本語表示のサイトでも運営事業者は海外の事業者である場合もあります。インターネットで予約する際は、契約内容や、事業者の問い合わせ先(カスタマー対応窓口)を自分自身でしっかり確認して利用しないと、思わぬトラブルにあうことがあります。



## <相談事例>

- ・予約した航空券が欠航となったが全額返金されない。
- ・返金を求めるため、旅行予約サイトにメールしても「24時間以内に返答する」という返信しか来ない。など

## 【消費者へのアドバイス】

- ①申し込みを完了する前に、キャンセル等の条件や契約内容をよく確認しましょう。
- ②申し込み後は、予約確認やマイページを確認しましょう。事業者にお問い合わせを行う場合は、その内容を保管しましょう。
- ③旅行サイトを利用する前に、サイト運営事業者の情報を確認しましょう。
- ④不安に思った場合やトラブルになった場合は消費生活センター等に相談してください。

お し ら せ

## こしがや市民法律教室

越谷市では、埼玉弁護士会越谷支部との共催で、日常生活の中で誰にでも起こりうる身近な法律問題をテーマとして、「こしがや市民法律教室」を開催しています。具体的な事例などを紹介しながらわかりやすい内容で講演しますので、ぜひ受講してみてください。

テーマ、担当講師、申込日等の詳細は、越谷市ホームページでご確認ください。

日 時：原則毎月第三土曜日(8月・12月・3月を除く) 13:30～15:30

会 場：越谷市中央市民会館会議室

定 員：会場60人、オンライン60人

申込み：電話、電子申請

※オンライン参加を希望する場合は、電子申請での申込み



## 出張講座の講師を派遣します！

「振り込め詐欺」や「悪質商法」などによる消費者被害を防止するために、消費生活相談員等の講師を派遣します。また、交通指導員による「交通安全講話」や、防犯パトロールアドバイザー(警察官OB)による「防犯に関する講話」、消費生活センター運営委員会委員による「寸劇」なども行っています。団体や地域のグループ会議などでお集りの際に、ぜひご利用ください。

対 象：越谷市民の方(概ね10人以上の参加に限る)

費 用：無料

申込期限：出張講座開催希望日の2週間前まで

※出張講座を開催する会場は、当該出張講座を申し込む団体等の代表者が用意するものとします。



## あ と が き

もう少しで委員の任期2年が終了となります。コロナ禍の中で人との触れ合いがなくなり寂しい思いをしながらの生活を送っていましたが、委員になってからは、会議やイベントなど、毎回新鮮な気持ちで楽しませていただきました。「人との出会いには理由があり、それから学ぶことがある」という心に残る歌詞の一部があります。様々な出会いのお陰で今の自分があるのだと改めて感じています。これからもひとつひとつの出会いを大切に人と接していきたいと思えます。そして、1日の終わりに出会った人達、過ごした時間に「ありがとう」と言える自分でありたいと思えます。

さて、特殊詐欺のお話になりますが、新年が明け、「振り込め詐欺が発生しました」などの放送が頻りに流れており、「また発生したのか」といつも心を痛めています。今年度、出張講座にて、我々委員が寸劇のメンバーとして派遣され、特殊詐欺の手口について熱演をしました。今後も注意喚起に力を入れたいと思えます。

また、くらし安心課では、消費生活を送る上で参考になる内容をテーマに講座を開催しています。もしご興味がありましたら、お誘い合わせの上ご参加いただけますと幸いです。

《消費生活センター運営委員 M・H》